平成２１年（フ）第２７０９号
横浜市瀬谷区中屋敷２丁目29番地１　ルーラルⅠ―201
債務者　岩佐のり子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７１２号
神奈川県大和市西鶴間４丁目12番39号
債務者　入内嶋明子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市宮町11番８号
債務者　村松　雅仁
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第７０７５号
大阪府茨木市耳原１―16―13―103、住民票上の住所大阪府高槻市真上町６丁目11番１―713号
債務者　高木ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３１号
北海道広尾郡広尾町字野塚九線38番地１　公営住宅12号室
債務者　高田　元気
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
北海道帯広市西14条北６丁目４番地９　コーポ上田２号室
債務者　冨原　直美（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
北海道帯広市西17条南４丁目20番15号
債務者　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
北海道帯広市西17条南４丁目20番15号
債務者　佐藤　淑子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
北海道帯広市西17条南４丁目20番15号
債務者　佐藤　順義
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
北海道帯広市西17条南４丁目20番15号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
静岡県富士市厚原1229番地の14
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第５８２７号
大阪市中央区南船場１丁目８番26号　503
債務者　川田　敏土
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３号
島根県浜田市三隅町三隅55番地
債務者　松本　絹枝
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８５号
島根県江津市敬川町2351番地23
債務者　山藤　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１８６号
香川県丸亀市津森町840番地３
債務者　山下　典子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１１号
秋田県仙北市西木町上桧木内字堀内395番地
債務者　西村美智香
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部